

世界道路交通被害者の日・北海道フォーラム2019
交通犯罪における被害者の尊厳を考える
 ～基本法制定から15年の課題～

諸澤英道

1. 日本における被害者の権利擁護はこれだけ遅れている !!

- ・被害者に対する国からの補償 18年遅れ (1963 → 1981)
- ・被害者に対する擁護と支援 21年遅れ (1974 → 1995)
- ・被害者の権利を認める法整備 31年遅れ (1973 → 2004)
- ・被害者が受けた損害に対する回復制度 34年+α 遅れ (1985 → ?)

諸澤英道 (2016) 被害者学、成文堂 555 頁

欧米	年代	日本
マージャーリー・フライが「被害者のための正義」をオブザーバー紙に寄稿 (1957.7.)	1950	国鉄三大事件 1949 年 (下山総裁列車転轍断 7.5. 三鷹 7.15. 松川 8.17.)
ニュージーランドの犯罪被害者補償制度 (1963) ゴールデン・パークのニューヨーク大学での講演 (1964)	1960	第二次日米安保条約締結 (1960) 市瀬朝一夫妻の運動 (1967~80) 新宿騒乱 (1968) 東大安田講堂龍城 (1969)
イギリスの被害者の権利章典 (1973.) 第一回国際被害者学シンポジウム (1973) アメリカの NOVA (全米被害者援助機構) の設立 (1974) イギリスの Victim Support の設立 (1974) ドイツの白い環 (Weisser Ring) の設立 (1976)	1970	よど号ハイジャック (1970) 第三次日米安保条約 (1970) 浅間山荘事件 (1972) 三菱重工ビル爆破事件 (1974) 法務省案・犯罪被害者補償法 (1975) ロッキード事件発覚 (1976) c
アメリカの犯罪被害者法 (1984) 国連被害者人権宣言 (1985) ヨーロッパ被害者サービス・フォーラム (1989)	1980	犯罪被害給付金制度 (1981) 国際被害者学シンポジウム開催 (1982) (空白の 80 年代)
イギリスの被害者憲章 (1990) ヨーロッパ被害者の権利に関するステートメント (1995) 国連のハンドブック「被害者のための正義」 (1999)	1990	日本被害者学会設立 (1990) 犯罪被害者実態調査 (1992~94) いづらき被害者支援センター設立 (1995)
国際被害者援助機構 (IOVA) の設立 (2006) 被害者支援アジアの設立 (2019)	2000	あすの会の運動 (2000~2018) 犯罪被害者等基本法 (2004) 犯罪被害者等基本計画 (2005) 被害者参加制度 (2008)

2. 日本の被害者支援についての7つの“なぜ”

- Q1 日本の被害者法制は、なぜ、ストーキング、いじめ、虐待、DVなどと、バラバラなのか？
- Q2 日本の被害者支援制度は、なぜ、「被害者支援」ではなく、「犯罪被害者支援」なのか？
- Q3 日本の被害者支援システムは、なぜ、利用者である被害者の立場で制度設計されていないのか？
- Q4 日本の被害者支援団体は、なぜ、擁護活動 (advocacy) をしないのか？
- Q5 日本では、なぜ、世界的にマイナーな「自助グループ (self-help group)」に力を入れるのか？
- Q6 欧米では使われない「直接的支援 (direct support?)」とは何か？
⇒ 「直接」は当然なので、わざわざ「直接的」とは言わない。「間接的支援」とは言う。
- Q7 欧米では使われない「早期支援 (early support?)」とは、どういう意味か？
⇒ 「早期」は当然なので、わざわざ「早期」とは言わない。「継続支援」とは言う。

3. 日本人には、なぜ「良きサマリア人」の精神がないのか？

世界の人助けランキング2019年版 (World Giving Index 2019: A global view of giving trends, October 2019)

1. 助けを必要としている見知らぬ人を助けたことがあるか？ ⇒ 125位 (世界で最下位)
2. 寄付をしたことがあるか？ ⇒ 64位
3. ボランティアをしたことがあるか？ ⇒ 46位

ケース1: 高島平団地新聞配達主婦強盗殺人事件 (1990.1.)

ケース2: JR北陸線特急サンダーバード車内強姦事件 (2006.8.3.)

4. 沈黙する被害者たち

北海道では、毎年15,387人の支援を必要とする被害者が新たに生まれている。

最低3年は継続して支援をする必要があるため、常時約46,000人の支援を必要とする被害者がいる。
その内の何人が支援につながっているのか？

5. 川崎事件と京都事件に学ぶ

川崎スクールバス停無差別殺傷事件 (2019.5.28.) = 略称・川崎事件

京都アニメスタジオ放火致死傷事件 (2019.7.17.) = 略称・京都事件

川崎事件では「自治体による被害者支援」が、京都事件では「被害者の名誉とプライバシーをどう守るのか？」が問われた。

5月28日 夜10時 NHK クローズアップ現代プラス (スタジオ出演)

6月02日 朝9時 NHK 日曜討論 (スタジオ出演)

6月21日 毎日新聞 (全国版) 論点オピニオン「川崎事件から見えるもの」 (写真付)

7月13日 読売新聞 (全国版) 論点スペシャル「犯罪に負けない社会のために」 (写真付)

7月25日 産経新聞 (大阪) 「京都アニメーション放火事件から一週間」 (写真付)

9月21日 毎日新聞 (東京) 「犯罪被害にあった上、苦しい生活 なぜ経済的支援は届かないのか」

疑問1: 政府は、なぜ、川崎事件で関係閣僚会議を開き、京都事件では開かなかったのか？

疑問2: 京都事件での警察による被害者の氏名公表に問題はなかったか？

6. 被害者であることによる特別の権利とは？

一般国民に認められている基本的な人権にプラスして「被害者であることによる特別の権利」

-1. 知る権利

・被害者にはどのような権利があるのかについて「知らされる権利」がある。

⇒ 入り口の権利 (threshold right for notification) ※被疑者の黙秘権に相当する。

・被害者には、加害者のことを知る権利がある。

⇒ 少年や精神障害者などについて知ることかできない現行法には問題がある。

-2. 尊厳を尊重される権利

-3. 名誉とプライバシーが守られ、二次被害を受けない権利

・犯罪被害者等基本法3条1項の基本理念には、「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利がある。」と書かれている。

-4. 被害から回復し、元の生活をとり戻す権利 (再被害を受けない権利を含む。)

- 5. 加害者から賠償を受ける権利
 - 6. 加害者が訴追され、裁かれ、処遇されるすべての手続きに関与する権利
7. プライバー権（肖像権を含む）が確立していない日本

-1. 国際的コンセンサス「加害者報道は実名で、被害者報道は匿名で」の原則

刑法 230 条の 2 （公共の利害に関する特例）

犯罪と犯罪者の情報は、公共の利害に関する情報であるが、被害者の情報は私的情報である。
すなわち、国民には「被害者についての知る権利」はない。

-2. 被害者のためのスポークスマン（代弁者）を誰が担うのか？

-3. 迷惑防止条例によって規制される盗撮

-4. 宮崎市マッサージ店強姦盗撮事件でのビデオ没収に関する宮崎地裁判決（2016.3.1.）

マッサージ店の店主 [] は、2010～2013 年に女性客 5 人を強姦しビデオ撮影した。

[] は、強姦、強姦未遂、強制わいせつなどで起訴され、ビデオのコピー 4 本が証拠として提出された。その後、ビデオの正本があることが分かったが、被告弁護人は、告訴取り下げを条件に正本を処分すると申し出た。

8. いわゆる「1990 年代の犯罪」をいかに防ぐか？

（被害者が創る条例研究会編「すべてのまちに被害者条例を」 8～9 頁）

「1990 年代の犯罪」の多くは、再被害（re-victimization）型である。

DV、虐待（abuse）、いじめ、ハラスメント、ストーキングなどは、再被害の典型例である。
加害行為の繰り返しを止めるのは、犯罪防止ではなく、被害者支援の一環である。

被害を与えた同じ加害者から再び被害を受けるのをどう防ぐのか？

再被害防止の条文がある自治体 = 三重（2019）、横浜市（2019）

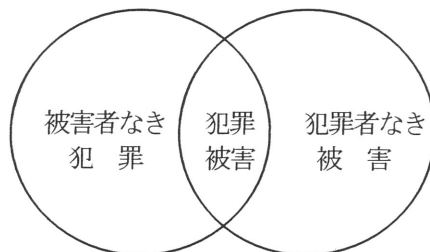
逆恨み殺人事件（1997.4.18.）

9. 被害者学・事始め

被害者学（Victimology）は、被害者（victim）と加害者（victimizer）を扱う学問である。

被害者（victim）の対概念は、犯罪者（offender/criminal）ではなく、加害者（victimizer）である。

犯罪学の研究領域と被害学の研究領域の関係



【犯罪学の研究領域】 【被害学の研究領域】

被害者学の各論 ～いろいろな被害の実態と対策～

1. バイオレンス被害 (Victimization by Violence)
2. ドメスティック・バイオレンス被害 (Victimization by Domestic Violence)
3. 性被害 (Sexual Victimization)
4. アビュース被害 (Victimization by Abuse)
5. ハラスメント被害 (Victimization by Harassment)
6. ストーカー被害 (Victimization by Stalking)
7. いじめ被害 (Victimization by Bullying)
8. 子ども被害 (Victimization of Children)
9. 交通被害 (Traffic Victimization)
10. 経済被害と消費者被害 (Property Victimization and Consumer Victimization)

10. 交通犯罪の被害者学

交通犯罪被害とは、航空機、船舶、汽車、電車、自動車、自転車などの交通手段による事件によって人身にもたらされた被害をいう。

モータリゼーションの普及によって、自動車等の運転は「許された危険」とされ、「信頼の原則」などのルールが生まれた。

交通犯罪の加害者は、「行為責任」か、「結果責任」か？

人身被害の事件では、行為責任（責任能力がある場合に責任を問う。）ではなく、結果責任（無過失以外は責任を問う。）を問うべきである。

ただし、財産的被害では、過失犯不処罰の原則

公共交通機関の運行による人への被害については、厳しい世論に押されて、運転者や操縦者の責任、更には、運行上の管理責任を問う傾向が進んだが、他方で、欧米では、パイロットや操縦士の組合運動によって、法的責任は、警察や検察ではなく、運転者や操縦者の組合でつくっている専門家集団の判断に任せるべきであるという主張が強くなっていった。

アメリカでは、毎年318,000人が、飲酒運転者の衝突事件によって、重障害と後遺症に苦しめられている。

1980年に「飲酒運転に反対する母親たちの会（MADD）が結成された。

1982年には、レーガン大統領が「飲酒・薬物運転調査委員会（ブルーリボン）を設置した。

日本では、2014年5月20日に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（法86）」が施行され、危険運転致死傷罪（第2条）、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（第3条）、無免許運転による加重（第5条）等が規定された。

日本は、今後、どのような交通刑法を整備していくことになるのか？

世論の動向が注目される。